

令和3年度 入札制度の変更について  
(令和3年6月1日)

廿日市市総務部契約課

## 廿日市市工事成績条件付一般競争入札の見直しについて

### 1 趣旨

工事成績条件付一般競争入札に参加しようとする建設業者に必要な平均工事成績評定点を、**令和3年6月から**、次のとおり見直します。

### 2 改正内容

工事成績条件付一般競争入札に参加しようとする者に必要な平均工事成績評定点を77点から78点に改正する旨を公表していましたが、令和2年度の工事件数の増加による工事成績評定点への影響を考慮し、77点とします。

(令和3年度も77点を継続)

- ① 参加しようとする入札と同じ工種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び水道施設工事の場合にあつては、当該4工種全ての工種とする。以下同じ。）の廿日市市建設工事成績評定要領（平成20年告示第128号。以下「評定要領」という。）に基づく前2年度間の平均工事成績評定点が**77点以上**であること。
- ② 参加しようとする入札と同じ工種の評定要領に基づく前年度の工事成績評定点に65点未満がないこと。

### 3 施行期日等

**令和3年6月1日以降**に公告する工事成績条件付一般競争入札から適用します。

### 4 その他

工事成績条件付一般競争入札で求める平均工事成績評定点は、現行制度における年度ごとの工事成績を確認しながら段階的に引き上げることとしていますが、令和4年度については、令和2年度の工事件数の増加の影響を考慮し、令和元年度～令和3年度の3年度間の平均工事成績評定点を対象に78点とし、令和5年度を目標に79点を目指します。